

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3273号)

令和7年11月20日

横 情 審 答 申 第 3273 号

令 和 7 年 11 月 20 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月28日教人児第1445号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「緊急対応チームケース提出票（特定年月日1）」外18件の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に掲げる保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年11月6日付で行った保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 不開示とした部分のうち、審査請求人以外の個人の氏名及び電話番号並びに面談者の続柄及び相談者の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報が含まれているため、本号に該当し、不開示とした。

なお、本件処分において、個人情報8に記載の面談者の続柄及び個人情報10に記載の相談者の氏名を不開示としているが、保有個人情報一部開示決定通知書の別紙に記載していなかった。

イ 不開示とした部分のうち、対応、面談実施日及び相談実施日については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、単独では審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、その他の開示情報と照合することで審査請求人以外の特定の個人が識別されるため、本号に該当し、不開示とした。

なお、本件処分において、個人情報10について対応を不開示としているが、保有個人情報一部開示決定通知書の別紙に記載していなかった。

(2) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

- ア 不開示とした部分のうち、個人情報1から個人情報6までに記載のカンファレンス記録（今後の動き）は、学校や教育委員会事務局等の具体的な対応や支援の内容が記載されている。これらの情報を明らかにすると、生徒等との関係性に影響を与え、今後の児童等への指導・支援の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。また、いじめ事案については、それぞれの状況に応じた支援をするにあたり、生徒等のその時々の状況や心情を踏まえた上で、情報共有をしながら対応方針や具体的な支援策の提案等をしていくことが重要であり、それらを開示することで、以降その対応方針や具体的な支援策の提案等を記載することをためらい、適切な支援ができなくなるおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。
- イ 不開示とした部分のうち、個人情報4に記載の専門家の発言内容は、率直な専門家としての見解が具体的に記載されている。公表を前提とせずに専門家から協力を得たものであり、これを明らかにすると専門家との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査や支援等に十分な協力を得られなくなるなど支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。
- ウ 不開示とした部分のうち、個人情報8に記載の審査請求人以外の個人の心身の状況、言動及び相談内容は、審査請求人以外の面談者がハートフルスペースの担当者と面談した際の発言内容等であり、開示することにより特定の個人が識別され、また、これらが明らかになることで、それが面談者の認識と異なっていた場合に面談者との信頼関係に影響を及ぼす可能性がある等、ハートフルスペースにおける相談等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。
- エ 不開示とした部分のうち、個人情報8に記載の相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、ハートフルスペースの担当者が審査請求人以外の面談者と面談した際に支援員間で共有した内容であり、担当者の評価・所見が含まれている。それらを開示すると、面談者の認識と異なっていた場合に面談者との信頼関係が損なわれる可能性がある。また、不登校生徒の心情に寄り添った、一人ひとりの状況に応じた支援を行う上においては、生徒のその時々の心情やその変化を見取り、その評価や所見を支援員間で共有することが重要だが、それらを開示することで、以後支援員がその評価や所見を記載することをためらい、適切な支援ができなくなるおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。
- オ 不開示とした部分のうち、個人情報9に記載の審査請求人以外の個人の心身の

状況、言動及び相談内容は、担任教諭が審査請求人以外の個人の発言内容や家庭状況等を共有した内容であり、開示することにより発言者が特定されるほか、発言者の心情・言動・要望等が明らかになることで、発言者と審査請求人との信頼関係が損なわれる等、発言者の個人の権利利益を害するおそれがある。また、学校とハートフルスペースが足並みをそろえて支援を行う上においては、生徒や家庭の状況等を共有し、適切な支援につなげることが重要であり、それらを開示することで、以後学校が把握している審査請求人等の状況をハートフルスペースと共有することをためらい、両者が足並みをそろえた支援ができなくなるおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

カ 不開示とした部分のうち、個人情報9に記載の学校・ハートフルスペースの審査請求人に対する評価・所見は、担任教諭及びハートフルスペース支援員が審査請求人等の思いや心身の状況等を共有し、学校とハートフルスペースが足並みをそろえて支援するために必要な評価・所見を共有した内容である。開示することにより、それが審査請求人の認識と異なっていた場合に、審査請求人との信頼関係が損なわれる可能性がある。また、学校とハートフルスペースが足並みをそろえて支援を行う上においては、生徒や家庭の状況等を共有し、適切な支援につなげることが重要であり、それらを開示することで、以後学校が把握している審査請求人等の状況をハートフルスペースと共有することをためらい、両者が足並みをそろえた支援ができなくなるおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

キ 不開示とした部分のうち、個人情報10に記載の審査請求人以外の個人の心身の状況、言動及び相談内容は、審査請求人以外の相談者がハートフルスペースのカウンセラーと面談をした際の発言内容であり、開示することにより相談者が特定されるほか、当該個人の心情・言動・要望等が明らかになることで、相談者の権利利益を害するおそれがある。また、カウンセリング業務においては、相手方が率直に内面を述べができるように、その取扱いには十分留意する必要があるが、これらを開示すると、今後、カウンセリング業務において、個人の発言や行動等が明らかになることをおそれて、率直に内面を述べることをためらい、その結果、カウンセラーとの信頼関係の構築や、カウンセラーの専門性を生かした見立てができなくなるおそれがある。これにより、適切な支援に結びつけることができなくなるなど、カウンセリング業務全般に支障を及ぼすおそれがある。そ

のため、本号に該当し、不開示とした。

ケ 不開示とした部分のうち、個人情報10に記載の相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、ハートフルスペースのカウンセラーが審査請求人以外の相談者と面談をした際の相談者に対する評価や所見であり、審査請求人以外の個人である相談者の心理的状況等が明らかになることで、相談者が特定されるほか、相談者の権利利益を害するおそれがある。また、開示することにより、それが審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれる可能性があるほか、カウンセリング業務において、カウンセラーが相談者をどのように評価し、今後の対応を検討しているかが明らかになることで、カウンセリング業務そのものに対する信頼が損なわれ、カウンセリング業務全般に支障を及ぼすおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

ケ 不開示とした部分のうち、個人情報11に記載の審査請求人以外の個人の心身の状況、言動及び相談内容は、審査請求人以外の個人が学校に申し出た審査請求人との関わりについての内容であり、開示することにより申出者が特定されるほか、申出者と審査請求人との信頼関係が損なわれる等、申出者当該個人の心情・言動・要望等が明らかになることで、個人の権利利益を害するおそれがある。また、ハートフルスペースの見学や利用にあたっては、不登校生徒の不登校に至る背景や本人の様子を適切にアセスメントする必要があるが、開示することにより、それが審査請求人の認識と異なっていた場合に、以後学校が把握している本人等の状況をハートフルスペースと共有することをためらい、ハートフルスペースの見学等につなげることが適切か判断できなくなるおそれがある。そのため、本号に該当すると判断した。

コ 不開示とした部分のうち、個人情報11に記載の相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、学校の担当教諭による審査請求人の状況等についての評価・所見を共有した内容である。ハートフルスペースの見学や利用にあたっては、不登校生徒の不登校に至る背景や当該生徒の様子を適切にアセスメントする必要があるが、開示することにより、それが審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれる可能性があるほか、以後学校が把握している審査請求人等の状況をハートフルスペースと共有することをためらい、ハートフルスペースの見学等につなげることが適切かどうかの判断ができなくなるおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

サ 不開示とした部分のうち、個人情報12に記載の相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、ハートフルスペース担当のカウンセラーがハートフルスペース利用にあたり、審査請求人及び同行者とインターク面接を実施した際の審査請求人等に対する評価や所見であり、カウンセリング業務において、カウンセラーが面接者をどのように評価し、今後の対応を検討しているかが明らかになることで、カウンセリング業務そのものに対する信頼が損なわれるおそれがある。また、ハートフルスペースで生徒を支援する上においては、当該生徒及び保護者的心情等を支援に携わる職員が深く理解することが必要であり、そのためにカウンセラーの専門性を生かした見立てを共有する必要があるが、開示することで、以後心理面での見立てを十分共有することができなくなり、その結果、ハートフルスペース等で以後一人ひとりの心情に寄り添った適切な支援ができなくなるおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

なお、保有個人情報一部開示決定通知書の別紙において、個人情報12に記載の不開示とする部分の概要として、「開示請求者以外の個人の心身の状況、言動、相談内容(7号柱書)」を記載しているが、本件処分において、対応する不開示箇所はなかった。

シ 不開示とした部分のうち、個人情報16に記載の相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、審査請求人の担任及び在籍校のスクールカウンセラーが審査請求人のこれまでの経緯や審査請求人に対する評価・所見及び学校での支援目標を記載した内容であり、開示することにより、それが審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれる可能性がある。また、以後学校がそれらの内容を記載することをためらい、それにより横浜教育支援センターがハートフルスペースの利用を希望する生徒の状況や在籍校のスクールカウンセラーの見立て等を共有できなくなり、ハートフルスペースの利用が適切であるかの判断が正確にできなくなるおそれがある。さらに、カウンセラーが相談者をどのように評価し、今後の対応を検討しているかが明らかになることで、カウンセリング業務そのものに対する信頼が損なわれ、カウンセリング業務全般に支障を及ぼすおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

ス 不開示とした部分のうち、個人情報17に記載のハートフルスペースの審査請求人に対する評価・所見は、審査請求人がハートフルスペースで活動した際の様子についての支援員の評価・所見であり、開示することによりそれが審査請求人の

認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれる可能性があるほか、支援員が利用者をどのように評価し、対応を検討しているかが明らかになることで、ハートフルスペース及び教育支援センター業務全般に対する信頼が損なわれるおそれがある。不登校生徒の心情に寄り添った、一人ひとりの状況に応じた支援を行う上においては、支援員が生徒の言動等からその時々の心情やその変化を見取り、支援員間で共有することが重要であり、開示することで以後支援員がその評価や所見を記載することをためらい、それにより全ての支援員が同じ見取りに基づいた適切な支援ができなくなるおそれがある。そのため、本号に該当し、不開示とした。

セ 不開示とした部分のうち、個人情報19に記載の相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、審査請求人以外の個人の審査請求人に対する評価・所見及び心情であり、開示することにより、それが審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれる可能性があるほか、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分の根拠を「開示することにより、審査請求人との信頼関係が損なわれ、学校の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、審査請求人は3年以上前に中学校を卒業しており、開示内容を知ったところで、学校業務及びカウンセラーカー業務には全く影響しない。
- (3) 審査請求人が長期欠席やいじめ、いじめ認知、不登校になったときの学校や実施機関の対処や対応を知りたい。また、知る権利がある。

#### 5 審査会の判断

- (1) 緊急対応チームに係る事務について

実施機関では、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応することを目的として緊急対応チームが組織されている。

緊急対応チームは、いじめ事案を早期に発見し早期に対応することでいじめの重

篤化を防ぐため、学校及び学校教育事務所と連携し、関係機関及び専門家との連携、生徒、保護者及び教職員の支援を行う。

(2) 不登校生徒支援事業に係る事務について

実施機関では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）及び同法関連通知等に基づき、不登校（傾向）の生徒が、将来的に社会的自立ができるようにすることを目的として、横浜教育支援センター運営要綱（平成18年4月1日制定）で定める支援事業を実施している。

このうち、市内4か所にあるハートフルスペースでは、在籍校には通えないものの、通室を伴う学校外の場所で支援を受けられる生徒を対象に、創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、生徒の自己肯定感と支援員等との信頼関係を育むための支援を実施しているほか、通室する生徒や保護者に対し、カウンセラーによる個別面談（カウンセリング）等を実施している。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人に係る、緊急対応チームのカンファレンス記録である個人情報1から個人情報6まで及びハートフルスペースの利用に関する記録である個人情報7から個人情報19までで構成される。

イ 個人情報1から個人情報6までは、いじめ事案について学校や生徒への支援を行うためのカンファレンス記録であり、実施年月日、出席者名、検討事項等が記載されている。

ウ 個人情報7は、ハートフルスペースを利用する事が決定した生徒の個別支援カードであり、支援目標、記載者名等が記載されている。

エ 個人情報8は、ハートフルスペースの保護者面談の記録であり、面談者続柄、担当者名、面談内容等が記載されている。

オ 個人情報9は、対象生徒の在籍校の担任と支援員の情報共有の記録であり、参加者名、学校での様子、それに対しての参加者の所見等が記載されている。

カ 個人情報10は、ハートフルスペースのカウンセラーとの相談の記録であり、相談者続柄、対応方法、相談内容、担当者の所見等が記載されている。

キ 個人情報11は、ハートフルスペースへのインテーク面接の参考にするためのメモであり、学校との関りの様子、登校状況等が記載されている。

ク 個人情報12は、インテーク面接の記録であり、面接日時、面接内容、担当者の

所見等が記載されている。

- ケ 個人情報13はインテーク面接前に保護者が記入する事前質問用紙であり、個人情報14はハートフルスペースでの個人ファイルの表紙となる用紙であり、住所、緊急連絡先となる個人の氏名、電話番号等が記載されている。
- コ 個人情報15は、ハートフルスペースの継続利用を希望する場合に作成する確認票であり、住所、緊急連絡先の電話番号等が記載されている。
- サ 個人情報16及び個人情報19は、横浜教育支援センター事業の利用申込書であり、希望する活動、希望する理由、緊急連絡先の電話番号等が記載されている。
- シ 個人情報17は、ハートフルスペースへの通室があった日の活動記録であり、活動日時、活動内容等が記載されている。
- ス 個人情報18は、ハートフルスペースAの見学の記録であり、訪問日時、訪問の様子等が記録されている。
- セ 当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で別表2のとおり不開示部分を分類し、以下検討する。

(4) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）・・・開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分1には、ハートフルスペースの支援員である職員の氏名及び当該職員の印の印影が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。当該職員は会計年度任用職員であり、その氏名は横浜市職員録に掲載

されておらず、慣行として知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書イに該当しない。また、公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ハに該当せず、本号ただし書ロにも該当しない。

ウ 不開示部分2には、審査請求人以外の個人の氏名、電話番号及び続柄が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。

エ 不開示部分3には、実施機関と審査請求人及び保護者との面談並びに相談の月日、曜日、次回の日時、対応方法、相談項目が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は、電話、面接等の対応方法や相談項目の種別の番号を記載したものであり本号本文に該当せず、開示すべきである。その余の部分は、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。

オ 不開示部分4には、実施機関との面談及び相談時の保護者の言動や心情が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。

なお、不開示部分4について、実施機関は法第78条第1項第7号にも該当すると主張するが、上記のとおりであるから、同号については判断するまでもなく、不開示が妥当である。

#### (5) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分について実施機関に確認したところ、上記3の主張のほか次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求日時点で、審査請求人は中学校を卒業しており支援は継続していない。

- (イ) 緊急対策チームでのカンファレンスは、対応方針や支援策について、それぞれの立場で意見交換をしながら検討を行っている。これらが開示されることとなると、以降同種の事案において活発な意見交換が行えなくなる可能性がある。
- (ウ) ハートフルスペース及び教育支援センターでの所見及び評価については、職員が相談者から開示を前提とせずに聞き取った内容に対する所見や評価であり、これらが開示されることとなると、生徒やその保護者との関係を考慮して担当者が所見を記載することをちゅうちょしたり、当たり障りのないことを記載するなど、以降同種の事案が発生した場合に適切な支援につながらず支援業務に支障が生じるおそれがある。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、次のように判断する。

- (ア) 審査請求人は本件開示請求日時点で中学校を既に卒業し、本件事案に係る実施機関の支援業務は既に終結していることから、実施機関が上記3で主張する開示することによりそれが審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な支援業務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとの主張は認められない。
- (イ) 不開示部分5には、職員の所見及び評価が記載されている。これらの情報は、担当職員が審査請求人や保護者から開示を前提とせずに聞き取った内容に対する所見や評価であり、これらが開示されることとなると、今後同種の事案について、担当職員が所見の記載することをちゅうちょするなど、適切な支援ができず支援業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。
- (ウ) 不開示部分6には、実施機関が検討している今後の対応方針が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は、他の開示部分からその内容が明らかであるもの及び一般に実施機関のいじめ対応の流れの中で当然に検討される事項であり、開示することで当該事務に支障が生じるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

その余の部分については、検討段階のものであるため開示されることとなると、今後同種の事案について職員が対応を検討するためのかつ達な意見交換が行えなくなり業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

- (エ) 不開示部分7には、学校が相談した弁護士の発言内容が記載されている。相談内容は公とされておらず開示することで当該弁護士との信頼関係が損なわれる。

るおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表1 本件保有個人情報

個人情報名	対象保有個人情報
個人情報1	緊急対応チーム会議ケース提出票（特定年月日1）
個人情報2	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日1）
個人情報3	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日2）
個人情報4	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日3）
個人情報5	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日4）
個人情報6	緊急対応チームカンファレンス記録（特定年月日5）
個人情報7	個別支援カード
個人情報8	特定年度1 ハートフルスペース個別面談記録票
個人情報9	H S在籍校担任者会記録用紙
個人情報10	特定年度1 横浜教育支援センター相談票
個人情報11	横浜教育支援センター情報メモ
個人情報12	特定年度2 横浜教育支援センター インテーク面接 記録
個人情報13	横浜教育支援センター入室にあたって
個人情報14	特定年度1 ハートフルスペース活動記録
個人情報15	ハートフルスペース継続通室確認票
個人情報16	横浜教育支援センター申込書（様式1）
個人情報17	日々の活動記録
個人情報18	特定年度3 ハートフルスペースA 見学
個人情報19	横浜教育支援センター申込書（様式2）

別表2

不開示部分名	不開示部分	不開示条項	個人情報名
不開示部分1	職員の氏名	法第78条第1項第2号	個人情報7から9まで、13
不開示部分2	審査請求人以外の個人の氏名等	法第78条第1項第2号	個人情報8、10、13、14、15、17、19
不開示部分3	面談・相談日時等	法第78条第1項第2号	個人情報8、10
不開示部分4	面談・相談等内容	法第78条第1項第2号及び第7号	個人情報8から11まで、17、19
不開示部分5	職員の所見及び評価	法第78条第1項第7号	個人情報8から12まで、16から18まで
不開示部分6	今後の動き	法第78条第1項第7号	個人情報1から6まで
不開示部分7	専門家の発言内容	法第78条第1項第7号	個人情報4

別表3

不開示部分名	個人情報名	開示すべき部分
不開示部分3	個人情報10	1項目対応欄及び相談項目欄の不開示部分の全て
不開示部分6	個人情報1	2項目不開示部分の全て
	個人情報2	不開示部分の全て
	個人情報3	不開示部分1行目及び2行目の全て
	個人情報4	不開示部分4行目1文字目から13文字目まで
	個人情報5	不開示部分1行目1文字目から16文字目まで、3行目7文字目から行末まで、4行目の全て
	個人情報6	不開示部分の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 12 月 28 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 17 日 (第317回第三部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 18 日 (第319回第三部会)	・審議
令 和 7 年 10 月 16 日 (第320回第三部会)	・審議